

公共基準点付近で施工する際には、 **別途届出** が必要です。

(狛江市公共基準点管理保全要綱に基づく届出)



公共基準点付近で工事をする場合、

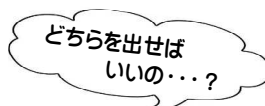
狛江市公共基準点付近での工事施工届出書
(第6号様式)

または、

狛江市公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書
(第10号様式)

の提出を

工事開始10日前までにお願いします。



「狛江市公共基準点付近での工事施工届出書」に該当する工事は以下のとおりです。

- 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- 杭打ち及び杭抜き工事であって、その振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断されるもの
- 公共基準点構造物近辺の舗装工事
- その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事



間違いなく亡失する場合は
第10号様式です！



また、

狛江市公共基準点付近での工事施工届出書

をご提出される方は、

工事完了後に「狛江市公共基準点付近での工事完了報告書」の提出が必要です。

狛江市公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書

をご提出される方は、

工事完了後に「狛江市公共基準点設置工事完了報告書」の提出が必要です。

なお、3級基準点節点以外を工事により一時撤去・移転し復旧する際は、事前に狛江市を通して国土院へ『公共測量実施計画書』の提出も併せて必要となりますのでご了解ください。

ご不明点等ありましたら、

狛江市道路交通課境界確定係 (TEL 03-3430-1111 内線 2513・2514) までご連絡ください。